

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、平成30年度財政援助団体監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年1月11日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 長 田 吉 信

沼 監 第 5 2 号
平成 31 年 1 月 11 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員	大 川 正 博
同	宇佐美 文 男
同	長 田 吉 信

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

補助金名	沼津市歯科医師会運営費補助金
所管課名	市民福祉部健康づくり課
団体名	一般社団法人 沼津市歯科医師会

3 監査の範囲

平成 29 年度に財政的援助を与えている団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

4 監査の期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 12 月 26 日まで

5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

財政援助団体に対する補助金は、交付目的に沿って適正に執行されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

一般社団法人 沼津市歯科医師会

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 補助金の名称、金額及び交付目的

沼津市歯科医師会運営事業費補助金 4,050,000円

公衆衛生の普及向上、予防医学の研究及び指導、障害者・高齢者等を含めた地域住民の保健及び福祉の増進、災害時の医療救護活動、医療制度・保障に関する事業等を実施する沼津市歯科医師会に対して、運営事業に係る経費の一部を補助金として交付するもの。

3 補助金の執行状況

補助金の収入状況等は以下のとおりであり、執行は適正であると認められた。

(1) 補助金の収入状況

収入年月日	収入金額	口座名義人
平成29年8月25日	2,025,000円	一般社団法人 沼津市歯科医師会 会長 芹澤孝昌
平成30年2月16日	2,025,000円	

(2) 補助事業における団体の収支決算状況

事業名	収入合計	支出合計	収支差引額
沼津市歯科医師会運営事業	21,865,333円	20,094,131円	1,771,202円

収入の主なものは会費収入6,472,000円、補助金4,050,000円及び特定預金取崩収入3,810,000円である。

支出における主なものは管理費11,042,173円、事業費6,518,731円であり、管理費のうち主なものは職員給与3,517,820円、事業費のうち主なものは休日在宅緊急歯科医療対策費2,734,320円、衛生普及費2,086,259円である。

4 事業の執行状況

沼津市歯科医師会は、市民の健康増進における口腔保健、医療、福祉の役割を担っており、平成29年度末現在、市内（戸田地区を除く）の会員数は126人であり、診療所数としては110か所が加入している。

平成29年度における主な事業は、休日歯科救急診療の実施、パパとママの教室・乳児健診・歯周病検診等への医師派遣、「歯と口の健康週間」における諸行事の実施のほか、学校歯科保健・介護予防事業への協力等、様々な取り組みを実施している。

沼津市歯科医師会は、市民の健康増進を図るための専門的知識と技術を有しており、積極的な公衆衛生活動の取り組み等、本市の保健衛生事業において幅広く協力を得ているところであり、補助金は交付目的に沿って有効に活用されていると判断するが、留意されたい事項を以下に述べる。

(1) 留意事項

① 補助対象経費及び補助率の明確化

補助金交付要綱において「補助対象事業に係る経費の一部を助成する」として
いるが、補助率の規定がないため予算の範囲内で一定額を補助しているように見
受けられる。補助金交付の適正性を確保するためにも、補助対象経費の精査及び
補助率の明確化を図られたい。

② 特定預金の使途の適正化について

会館維持管理積立特定預金は、特定預金規程においてその使途を「会館の施設
整備及び営繕に充てるもの」としている。例年、営繕計画等に基づき特定預金か
ら取崩しを行っているが、取崩額と営繕費執行額との差金を次年度繰越金として、
会務運営積立特定預金に積み立てていた。これは、会館施設整備及び営繕のため
に積み立てた特定預金を会務運営の資金として使用することになるため、特定預
金の目的外使用にあたると思われる。特定預金の使途の適正化を図られたい。

③ 会計事務の適正化等について

ア 支払書類等の検査における質疑にて、誤記や確認不足との回答が多数あった。
また、収支計算書と預金通帳の残高に不一致がみられるなど、組織内でのチェ
ック体制が十分に機能しているとは言い難い状態であった。事務手続の見直し
を行うとともに、チェック体制の強化及び監査機能の充実を図るなど、適正
な会計事務の執行に努められたい。

イ 予算執行において、適正な項目で処理されていないと思われる事例があった。
予算項目の見直しを含め、会計事務の効率化及び適正化を図られたい。